

「電力契約切り替え」の訪問勧誘があったら？

(問い) アパートに入居して間もなく、「アパート全体の電気会社の契約が切り替わるため、検針票を見せてほしい」と語る事業者の訪問がありました。必ず契約を変えなくてはいけないと思い、指示通りに手続きしました。後日、アパートの管理会社に確認すると、契約の切り替わりなどの事実はないことが分かりました。契約先を変えるつもりはなかったのに解約したいのですが、どうしたらいいですか。

管理会社に必ず確認して

(答え) 2016年から電力の小売りが自由化され、従来の地域電力会社以外の電力事業者と自由に契約できるようになりました。消費者にとって契約の幅が広がった一方で、事実と異なる説明を行い、契約を迫る悪質な勧誘に関する相談が消費生活センターに寄せられています。

事業者の訪問を受けて契約した場合、書面を受け取った日から8日以内であれば、クーリング・オフができます。意図しない契約を結んでしまった際には、速やかにクーリング・オフを申し出ましょう。

新居に引っ越した直後は荷ほどきや手続きなどで忙しく、新たな土地での生活に不慣れなこともあって、冷静な判断を下せなくなりがちです。突然の訪問を受けて勧誘されても、事業者の話信じてすぐに契約するのはやめましょう。少しでも疑問を感じたら必ず管理会社に連絡し、事実かどうか確認してください。

事業者から「検針票を見せてほしい」と言われても、安易に見せてはいけません。検針票の情報が分かれば、契約手続きができてしまいます。検針票の取り扱いには十分に注意してください。

契約に関して不安を感じた時には、消費者ホットライン「188」に電話すると、お近くの消費生活相談窓口につながります。契約前の相談も受け付けます。県のホームページでは、消費生活センターの業務内容や各地域の相談窓口を紹介しているほか、ウェブでの相談にも対応しています。

QRコード ⇒

